

「いじめ」を 知っていますか？



いじめとは・・・

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



【いじめ防止対策推進法（平成25年）第2条】

- わざと行っていない行為
(ひやかし・からかい・いやなことを言われる等)
- 続けて行われていない行為
- 1対1でのいやがらせ
- 相手を決めずに行った行為

その行為を受けた相手が、心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」です。

困っていたら、相談しよう！

～「いじめ」かも？～ 自分のことでも友だちのことでも相談しましょう

つらい思いをしていませんか？

「やめて」と言い、先生や家の人に話してください。やめてくれない場合は必ず先生に教えてください。自分では「やめて」と言いにくい場合もあります。無理をせず、すぐに先生や家の人に話してください。

つらい思いをさせていませんか？

あなたが言ったことやしたことが、相手にいやな思いをさせているかもしれませんと、自分自身をふり返ってみましょう。もしやってしまったとしたら、今すぐやめてください。そして、相手にていねいにあやまりましょう。

まわりにつらい思いをしている人はいませんか？

友だちと協力して「やめようよ！」と言って、友だちを助けてあげてください。自分たちで注意しにくい場合は、すぐに先生に教えてください。

保護者の皆様へ

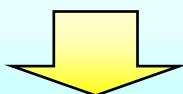
子どもたちは、学校で辛い思いをしていることを自分からはなかなか言えません。大人が気づいてあげることが大切です。日常生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、仕草などで表しています。

いじめられている子どもがいれば、いじめている子どももいます。我が子が「いじめられていないか」心配するのと同じように、「いじめていないか」についても、目を配る必要があります。

子どもたちの、「いつもちょっとちがう」サインに気づいたら…

いつもちょっとちがうサイン

- 何となく子どもの様子がおかしい
- 学校や友だちの話をしなくなった
- 朝、起きたときや登校時に身体の不調を訴え、登校をしぶるようになった
- 衣服が汚れたり、ケガをしたりして帰ってくることがよくある
- 食欲が落ち、眠れない日が続く
- 教科書や学用品に落書きがあったり、壊れたりしている
- 学校で持ち物がなくなることがよくある
- 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった
- 家庭から金品を度々持ち出すようになった
- 急に友だち関係が変わった
- パソコンやスマホをいつも気にしている



ご家庭だけで抱えず、学校に相談してください

★子どもの話をじっくり聞き、子どもの思いを受け止めてください

★担任、児童支援担当（みんなの先生）、保健室の先生、スクールカウンセラーなどに相談し、学校と一緒に解決ていきましょう

★スクールカウンセラーへの相談は、在籍する学校にご連絡ください

学校以外の相談窓口

★藤沢市教育委員会いじめ相談ホットライン

TEL 0466-25-2500 9時～17時（土日祝日、年末年始は除く）

★藤沢市教育委員会いじめ相談メール

藤沢市 いじめ メール 検索 又は [二次元コード



★藤沢市学校教育相談センター

TEL 0466-50-3550 9時～17時（土日祝日、年末年始は除く）

★横浜地方法務局人権擁護課・子どもの人権110番

TEL 0120-007-110 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始は除く）

★神奈川県立総合教育センター 24時間子どもSOSダイヤル

TEL 0120-0-78310 24時間・365日 相談可能 または 0466-81-8111

ストップ
いじめ！

★神奈川県警察少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー

TEL 0120-45-7867 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始は除く）

★神奈川県福祉子どもみらい局 人権・子どもホットライン（子ども専用電話）

TEL 0466-84-1616 9時～20時



*** 自分のことだけでなく、困っている人のことも相談できます ***